

第108回南あわじ市議会定例会議事日程（第7号）

令和4年3月28日（月）午前10時開議

- 第1 議案第1号、議案第17号～議案第23号、議案第29号、議案第34号～議案第39号（15件一括上程）
- 議案第1号 令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第17号 南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第18号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第19号 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第20号 南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第21号 南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について（吉野・惣川・黒岩・白崎・来川辺地）
- 議案第34号 令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第35号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第36号 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第38号 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第39号 南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第2号～議案第4号、議案第24号～議案第28号、議案第30号～議案第33号（12件一括上程）
- 議案第2号 令和3年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 令和3年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和3年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例制定について
- 議案第25号 南あわじ市下水放流施設条例制定について
- 議案第26号 南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第28号 南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 下水放流施設建設工事請負変更契約の締結について
- 議案第31号 浮体式多目的公園老朽化対策工事請負契約の締結について
- 議案第32号 字の区域の変更について（國衙地区）
- 議案第33号 市道路線の認定について

第3 議案第5号～議案第16号（12件一括上程）

- 議案第5号 令和4年度南あわじ市一般会計予算
- 議案第6号 令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算
- 議案第7号 令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 令和4年度南あわじ市介護保険特別会計予算
- 議案第9号 令和4年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度南あわじ市下水道事業会計予算
- 議案第13号 令和4年度南あわじ市広田財産区特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算

第4 発委第2号、発委第3号（2件一括上程）

- 発委第2号 南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 発委第3号 市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例制定について

第5 議員派遣の申し出

第6 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

令和4年3月18日

南あわじ市議会議長 谷口博文様

総務文教常任委員会委員長 廣内孝次



委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

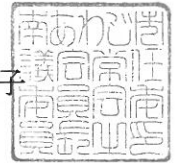
議案番号	件名	結果
議案第1号	令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第17号	南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第19号	南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第20号	南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第22号	南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第23号	南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の変更について（吉野・惣川・黒岩・白崎・来川辺地）	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第34号	令和3年度南あわじ市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第35号	南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第36号	南あわじ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第37号	南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第38号	南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第39号	南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和4年3月24日

南あわじ市議会議長 谷口博文様

産業厚生常任委員会委員長 北条志津子



委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第2号	令和3年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第3号	令和3年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第4号	令和3年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第25号	南あわじ市下水放流施設条例制定について	原案可決
議案第26号	南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第27号	南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第28号	南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第30号	下水放流施設建設工事請負変更契約の締結について	原案可決

議案番号	件名	結果
議案第31号	浮体式多目的公園老朽化対策工事請負契約の締結について	原案可決
議案第32号	字の区域の変更について（國衙地区）	原案可決
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決

令和4年3月17日

南あわじ市議会議長 谷口博文様

予算審査特別委員会委員長 廣内孝次



委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第5号	令和4年度南あわじ市一般会計予算	原案可決
議案第6号	令和4年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第7号	令和4年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第8号	令和4年度南あわじ市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第9号	令和4年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算	原案可決
議案第10号	令和4年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算	原案可決
議案第11号	令和4年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算	原案可決
議案第12号	令和4年度南あわじ市下水道事業会計予算	原案可決
議案第13号	令和4年度南あわじ市広田財産区特別会計予算	原案可決
議案第14号	令和4年度南あわじ市福良財産区特別会計予算	原案可決
議案第15号	令和4年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算	原案可決
議案第16号	令和4年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算	原案可決

発委第2号

令和4年3月28日

南あわじ市議会議長 谷口博文様

提出者

議会運営委員会委員長 長船吉博



**南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例制定について**

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満
100 分の 215	100 分の 172	100 分の 129	100 分の 64.5

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 6 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 7.5 を乗じて得た額に令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 7.5 を乗じて得た額を加えた額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

南あわじ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="232 659 1048 802"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の222.5</td> <td>100分の178</td> <td>100分の133.5</td> <td>100分の66.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1097 659 1912 802"> <thead> <tr> <th>6 箇月</th> <th>5 箇月以上 6 箇月未満</th> <th>3 箇月以上 5 箇月未満</th> <th>3 箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100分の215</td> <td>100分の172</td> <td>100分の129</td> <td>100分の64.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満	100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5	
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の222.5	100分の178	100分の133.5	100分の66.75															
6 箇月	5 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月以上 5 箇月未満	3 箇月未満															
100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5															

提出の理由

この条例の一部改正は、人事院勧告に準拠し、期末手当を引き下げる改正をする一般職及び特別職と同様に、議員についても期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

その内容は、6月と12月に支給される期末手当2.225月をどちらも2.15月とし、期末手当を年間で0.15月引き下げるものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置を定めております。

発委第3号

令和4年3月28日

南あわじ市議会議長 谷口博文様

提出者

議会運営委員会委員長 長船吉博



市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する
条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条
第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（令和 3 年南あわじ市条例第 26 号）の一部を次のとおり改正する。

本則を次のように改める。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の各号に掲げる事項については、市長において専決処分することができるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 67 条第 2 項に規定する交通事故（以下「交通事故」という。）に係るもので、法律上、市の義務に属する損害賠償の額（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に規定する自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契約、自動車損害共済総合業務規程（平成 26 年公益社団法人全国市有物件災害共済会規程）による共済委託契約並びにその他の自動車保険契約及び自動車損害共済委託契約に基づき保険会社又は組合から支払いを受けることができる保険金又は共済金相当額の範囲内に限る。）の決定及びその和解に関すること。
- (2) 60 万円以下の金銭債権に係る訴え（民事訴訟法（平成 8 年法律 109 号）第 368 条の規定による少額訴訟及び同法第 383 条の規定による支払督促の申立てより履行を請求する場合で、同法第 395 条の規定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴えの提起とみなされたときを含む。）の提起、和解及び調停に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上、市の義務に属する損害賠償の額の決定及びその和解に関する</u> <u>ことで、道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する</u> <u>交通事故に係るもの（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に</u> <u>規定する自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害賠償責任共済契</u> <u>約、自動車損害共済総合業務規程（平成26年公益社団法人全国市有物</u> <u>件災害共済会規程）による共済委託契約並びにその他の自動車保険契</u> <u>約及び自動車損害共済委託契約に基づき保険会社又は組合から支払い</u> <u>を受けることができる保険金又は共済金相当額の範囲内に限る。以下</u> <u>同じ。）については、市長において専決処分することができるものと</u> <u>する。</u></p>	<p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次</u> <u>の各号に掲げる事項については、市長において専決処分することがで</u> <u>きるものとする。</u></p> <p><u>(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定する</u> <u>交通事故（以下「交通事故」という。）に係るもので、法律上、市</u> <u>の義務に属する損害賠償の額（自動車損害賠償保障法（昭和30年法</u> <u>律第97号）に規定する自動車損害賠償責任保険契約及び自動車損害</u> <u>賠償責任共済契約、自動車損害共済総合業務規程（平成26年公益社</u> <u>団法人全国市有物件災害共済会規程）による共済委託契約並びにそ</u> <u>他の自動車保険契約及び自動車損害共済委託契約に基づき保険</u> <u>会社又は組合から支払いを受けることができる保険金又は共済金</u> <u>相当額の範囲内に限る。）の決定及びその和解に関すること。</u></p> <p><u>(2) 60万円以下の金銭債権に係る訴え（民事訴訟法（平成8年法律</u> <u>109号）第368条の規定による少額訴訟及び同法第383条の規定によ</u> <u>る支払督促の申立てより履行を請求する場合で、同法第395条の規</u> <u>定により督促異議の申立てによって当該督促異議に係る請求が訴</u> <u>えの提起とみなされたときを含む。）の提起、和解及び調停に関す</u> <u>ること。</u></p>	

提出の理由

この条例の一部改正は、市の債権管理の適正かつ迅速な対応を期するため、支払督促請求が異議の申立てによって訴えの提起とみなされた場合及び少額訴訟等における 60 万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関することを、市長の専決処分事項に追加指定するものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行すると定めています。

議員派遣申出書

令和4年3月28日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

1 東播・淡路市議会議長会定例会

- (1) 目的 定例会
- (2) 派遣場所 加西市 いこいの村はりま
- (3) 期間 令和4年4月15日
- (4) 派遣議員 正副議長

令和4年3月28日

南あわじ市議会

議長 谷口博文様

議会運営委員会

委員長 長船吉博



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

令和4年3月28日

南あわじ市議会

議長 谷口博文様

総務文教常任委員会

委員長 廣内孝次



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

令和4年3月28日

南あわじ市議会

議長 谷口博文様

産業厚生常任委員会

委員長 北条志津子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

2. 期 限

次回定例会迄

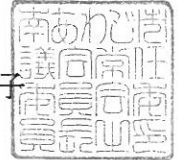
令和4年3月28日

南あわじ市議会

議長 谷口博文様

議会広報広聴常任委員会

委員長 吉田良子



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第109条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄